

無記名株式と寄託業務

仲 村 靖

(受付 2015年 5月 26日)

目 次

- I. はじめに
- II. 無記名株式と記名株式
 - 1. ドイツにおける無記名株式と記名株式
 - 2. 日本における無記名株式と記名株式
 - 3. 小括
- III. 寄託業務
- IV. 結び

I. は じ め に

前稿¹⁾で考察したように、ドイツでは株式種別 (Aktiensart) として無記名株式 (Inhaberaktie) が普及していった。とりわけ、頻繁に売買が行われる上場銘柄についてこの種別が選好され、記名株式 (Namensaktie) は同族系企業や非上場企業、保険会社などに限られていた。ドイツの投資家に無記名株式が選好されたのは、その流動性の高さや匿名性という特性のゆえであるが、そのために他方では、株券の保持と株主権の行使に関して記名株式に比して安定性・確実性を欠くことになった。そこで無記名株式の投資家からは、こうした点を補う金融サービスに対するニーズが生じてくることになる。本稿ではこの問題を考察することとするが、まずは、両株式種別の特徴をドイツと日本について確認しておきたい。

1) 拙稿「無記名株式と1884年改正株式法」『修道商学』第55巻1号, 2014年9月。

II. 無記名株式と記名株式

1. ドイツにおける無記名株式と記名株式

無記名株式と記名株式とにはまず、株式の券面に株主の氏名の記載がなされるか否かという、形式的・外面的な、だが株主権の移転に関わる譲渡方法の相違がある。すなわち、無記名株式の譲渡が株券の交付のみで足りるのに対して、記名株式の場合はその保有者の氏名が記載されているがゆえに²⁾、裏書によって譲渡されることになる³⁾。とはいえ、これはあくまで投資家間における問題である。

さらに株主としての権利行使に関わるより本質的な相違がある。株式は

-
- 2) 無論、譲渡・売買などによって記名株式が移転するたびに、新たな所有者が発行会社に対して株券を引き渡して、自分名義の株券の発行を求めてもよいのであるが、この場合は労力、時間、費用の面で難点があり、流動性を低下させることになる。株券の名義書換請求に際して、日本では、株券の新規発行はせず、呈示された株券（通常は裏面）に新たな名義人の氏名と株主名簿に登録した年月日を記載したうえで、証印を押して返還する方法がとられるのが普通であった。日本と同じく記名株式が支配的な米国では、これに対して、名義書換のたびに旧株券を廃棄して譲受人名義の新株券を発行するのが一般的であった。こうした状況において流動性を確保する手段として、譲受人が持株を自分自身ではなく証券業者などの金融機関名義にして保管させておくストリート・ネーム方式が発達した。これにより投資家は株式の売買・譲渡に際して株券の引渡しと裏書を行う必要がなくなるため、円滑な取引が可能になるという利便性がある反面、名義上の株主と実質株主が乖離するという問題が発生する。この点について詳細は、神埼克郎「米国における実質株主の保護」『神戸法学雑誌』第23巻3・4号、1974年3月を参照。また、吉井 溥「アメリカにおける記名株式——その流通と静的安全の保護——」『英米法の論理と課題』日本評論社、1972年11月を参照。
- 3) 裏書の方式は手形の裏書と同じであり、裏書人の署名を必要とするが、譲受人である被裏書人については、これを指定する記名式裏書と、指定しない白地式裏書に分かれる。なお、裏書による譲渡という形式は同じであるものの、株式の場合は裏書の連続性及び譲渡表示の正規性は株主名簿の名義書換の際に譲渡・移転が正当なものであるかを確認するために必要なものであって、手形のように裏書人が支払いの遡求義務を負うことによって担保的効力を高めるわけではない。

発行会社の外部で自由に譲渡・売買されるのであるから（譲渡制限付株式についてはここでは省く）、誰がその時点での株主であるかを発行会社がそのつど把握することは困難である。また、株式を取得した投資家にしても、自らが株主であることを発行会社に認めさせなければ、権利を行使することができない。そこで会社に対する対抗要件として株券の呈示（Vorlegung）が必要となる。無記名株式の場合は供託（Hinterlegung）によって行われるのに対して、記名株式の場合は、その所持者の名前、住所および身分が会社の株主名簿（Aktienbuch）に正確に記載されていない⁴⁾。記名株式については株主名簿に記載されている株主のみが会社にとっての株主とみなされるからである。この記載（名義書換）は株券および譲渡の証明の呈示による会社への申告によって行われるが、裏書の真正性や譲渡証明の検査を行う義務は会社に課せられない⁵⁾。

株主の権利内容は多岐にわたるが、代表的なものとして利益配当分配請求権と株主総会における議決権に関して株式種別との関係をみてみると、利益配当の分配を受けるという受動的・消極的な権利については利益配当証（Dividendenschein）の利用で享受できるため、無記名式である記名式であるかという株式種別の相違は問題にならない。利益配当証が添付されていない記名株式についてのみ事情が異なるが、この場合は株主名簿に記載された株主に利益配当金が支払われることになる。他方、株主総会における議決権の行使という能動的・積極的な権利に関しては、そのために必要な手続きには大きな差異がある。

1884年改正株式法第209条⁶⁾は、株主総会の招集方式および招集を目的としたものを含む会社公告を行う方式⁷⁾を定款の記載事項とし、そして第238

4) 1884年改正株式法第182条。ドイツ商法典第222条。

5) 1884年改正株式法第183条。ドイツ商法典第223条。

6) ドイツ商法典第では182条。

7) 公的な媒体になされる公告はドイツ帝国官報に掲載しなければならないが、その他の新聞などは定款で定めうるとしている。こうした会社公告の例は Der Deutsche Ökonomist などに見ることができる。

条では総会の招集は法律ではなく定款で定められた方法で行われること⁸⁾、ただし総会の日より少なくとも二週間前（招集の日と総会の日は含まない）でなければならないこと⁹⁾、そして招集に際しては総会の目的、すなわち議事日程（Tagesordnung）を通告すべきことを規定している¹⁰⁾。さらに同条は、「定款をもって議決権の行使に総会前の一定時点までに株式を供託することを必要とするときは、その期間は供託の為少なくとも二週間の余裕が存するよう之を定むることを要す」との条件をも付している¹¹⁾。

したがって、会社は基本的には任意に総会の招集方式を定めることができるのであるが、無記名株式については前述の株式の供託を必要とするように定款で定めている場合が一般的である¹²⁾。無記名株式はその性質上、投資家はその時点での所有者として真の株主であることを会社に対して証明しなければならないためである。供託の方法は様々であるが、通常は指定された受付先に供託を行った株主に対して株主総会への入場券（Eintrittskarte）が交付されることになる。なお、供託の期限を定めているのは、出席状況の把握、会場設営の都合といった理由のほか、ドイツ商法典にお

8) 例外として、第237条は「其の持分を合算して資本の二十分の一に達する株主は、招集の目的及事由を表示したる署名された申請書を以て、株主総会の招集を請求する権利を有す」として、少数株主の請求に基づく株式総会の招集を認めている。ドイツ商法典第255条も同趣旨である。なお、定款でこの比率をより低く設定することは可能である。

9) ドイツ商法典第では第255条。

10) 議事日程の通告は、ドイツ商法典第では第256条に定められている。

11) したがって、定款で総会の4日前までの供託が定められている場合には、供託期限から総会当日まで3日間なので、招集期間は17日必要となる。

ドイツ商法典第255条第3項では、定款にこのような規定がない場合には、「株主が総会より遅くとも三日以前に届出を為したるときは、この株主は総会への参加を許すことを要す」との規定が加えられている。

12) Georg Möser, *Die Generalversammlung der Aktiengesellschaft*, Industrieverlag Spaeth & Linde, 1925, S.16f.

いて新たに規定された株主総会の出席者名簿¹³⁾を作成する必要性からでもある。出席者名簿は総会において（事後ではなく）作成されなければならないため、出席予定株主の正確なリストを事前に準備をしておかなければならないのである。

無記名株式が総会前の供託を求められるのに対して、記名株式については、通常は前述の通り会社に申告した株式の株主として株主名簿に予め（最低でも総会の二週間前までに）記載されていなければならないのだが、さらに、総会の数日前に自身が依然として当該株式の所有者であることを証明したうえで、入場券を受け取るという手続きがとられる¹⁴⁾。

株主総会の招集についての株主に対する通告は、会社が把握していない無記名株式の株主を含むすべての株主に知らしめうる必要があるため、前述の定款に定められた会社公告の方式で行われるのが一般的である。記名株式の株主に対しては、書留郵便で直接に通知がなされることもあるが、こうしたケースはそう多くはない¹⁵⁾。なお、ドイツ商法典では、一株を会社に供託した株主に対する特別通知の規定が加えられた（第257条¹⁶⁾）。一株しか所有していないような零細株主は情報弱者であることが多いと考えられ、特に会社公告が官報以外に掲載されない、あるいは新聞にも掲載されるとしても当該新聞がその株主の所在地では発行されていない場合などには、株主総会の招集通告を見逃してしまう恐れがあるため、一株株主が権利を行使する機会を逸することを防止する目的でこうした措置がとられ

13) 第258条は「総会に於ては出席株主又は株主の代理人の氏名及居所並に各自の代表する株式の金額を記載したる名簿を作成することを要す。名簿は閲覧のため第一次の表決前に之を備置くことを要す；議長は名簿に署名することを要す。」と定めている。

14) Möser, *a. a. O.*, S.17.

15) *Ebenda*, S.24.

16) 「一株を会社に供託したる各株主は、総会の招集及議事の目的たる事項をその公告後直ちに書面に依りて自己に特別に通知すべきことを請求することを得。総会に於て為されたる決議に関し同様の通知を請求することを得。」

たのである¹⁷⁾。供託期間中はこの特別通知を請求することができるので¹⁸⁾、臨時総会を含めればいつ招集されるか分からない株主総会の通知を確実に受け取るためには、一株株主は継続的に会社に株式を供託することになる。なお、複数株式を保有する株主が、この特別通知を受けるためにそのうち一株だけを会社に供託しておくことも考えられるが、株主総会において議決権を行使できるのは、この供託した一株分だけとなる。

2. 日本における無記名株式と記名株式

日本の商法にはもともと記名株式の譲渡方法に関する格段の規定は存在しておらず¹⁹⁾、株式の譲渡に伴う対抗要件に関して、最初の明治23（1890）年商法には「株式ノ譲渡ハ取得者ノ氏名ヲ株券及ヒ株主名簿ニ記載スルニ非サレハ会社ニ対シテ其効ナシ」（第181条）との規定があり、全面改正された明治32（1899）年商法では第149条で株式の自由譲渡性が認められる一方で定款による譲渡制限も可能とされる²⁰⁾ほか、第150条²¹⁾では「記名株式ノ譲渡ハ譲受人ノ氏名、住所ヲ株主名簿ニ記載シ且其氏名ヲ株券ニ記載スルニ非サレハ之ヲ以テ会社其他ノ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス」²²⁾と改

17) Möser, *a. a. O.*, S.25.

18) 大隅健一郎・八木 弘・大森忠夫『獨逸商法Ⅲ』、有斐閣、1956年、263頁。

19) 無記名株式はそれ自身が動産であり、譲渡に際して株券の交付のみで足りることは前述のとおりである。

20) 株式の譲渡制限は、昭和25（1950）年商法改正において第204条が「株式ノ譲渡ハ定款ノ定ニ依ルモ之ヲ禁止シ又ハ制限スルコトヲ得ズ」と改められて撤廃されたものの、昭和41年商法改正において第204条第1項が「株式ハ之ヲ他人ニ譲渡スコトヲ得但シ定款ヲ以テ取締役会ノ承認ヲ要スル旨ヲ定ムルコトヲ妨ゲズ」と改正されて復活し、現在に至る。株式譲渡制限制度の変遷については、中村光弘『株式譲渡制限制度の研究』法律文化社、2010年2月を参照。

21) 明治44（1911）年商法改正で、同条の「譲渡」が「移転」に、「譲受人」が「取得者」に改められた。「移転」には「譲渡」のほかに「相続」も含まれる。

22) 判例は、この規定は、記名株式の譲渡人もしくは譲受人はこの手続きが完了しなければ会社及びその他の第三者に対して譲渡行為の効力を利用できないという趣旨であって会社及びその他の第三者に対して譲渡行為が成立しないということ

められた。

つまり記名株式の譲渡においては、会社および第三者に対抗するために株式が移転するたびに取得者は氏名住所を株主名簿²³⁾に記載しかつその氏名を株券に記載する必要があったのである。しかし、譲渡のたびに名義書換を行うのは極めて不便であり、円滑な証券流通には適さない。そこで実際には、この煩雑さを回避するために白紙委任状付記名株式の譲渡が広く行われていた。これは、株主名簿に株主として記載されている譲渡人が株主名簿等の名義書換の白紙委任状（代理人の氏名を空白にしたもの）を株券に添えて譲受人に引き渡すというものであり、投資家間を転々流通した後、自分名義にしたいと望む投資家が、白地を埋めて会社に名義書換を請求することになる²⁴⁾。

株主の権利行使に関わるものとして、株主総会の召集については、明治32（1899）年商法第156条は、会日より二週間前に各株主に対して通知を發すること（第1項）、その通知には議事日程を記載すること（第2項）、無記名株式を發行している場合は会日より三週間前に公告をすること（第3

ではなく（譲渡自体は当事者間の意思表示によって成立する）、また会社はこの手続きの完了前でも記名株式の譲渡人に対して譲渡行為の存在を主張して自己の利益を防護する権利を持つとしている（大判明治38年11月2日 民録11輯1539頁）。譲渡行為自体は当事者の意思表示で効力を生ずるのであるが、「対抗スルコトヲ得ス」とは、この意思表示は会社及びその他の第三者に対しては効力が無く、株主権を主張することはできないことを意味するのであって、会社その他の第三者の対抗権を規定したものではない。石井照久・三戸岡道夫『株式』青林書院、1954年、388頁以下を参照。

- 23) 株主名簿の記載事項として明治32（1899）年商法第172条は、①株主の住所及び氏名、②各株主が有する株式の数及び株券の番号、③各株式について払い込まれた株金額及び払込みの年月日、④各株式の取得の年月日、に加え、第5号では、無記名株式を發行したときはその数、番号及び発行の年月日としていた。しかし、無記名株式の株主の氏名は当然ながら記載されていないので、無記名株式については株主名簿ではなく株券台帳であるに過ぎない。
- 24) 白紙委任状付記名株式の譲渡について詳細は、松本丞治『註釋 株式會社法』有斐閣、1948年2月、80～82頁以下を参照。

項)を定めている²⁵⁾。そして同法第161条第2項で、無記名株式の株主が株主総会で議決権を行使するためには会日より一週間前に会社に株式を供託しなければならないと規定した。明治44(1911)年商法改正では、無記名株式の権利行使に関する規定(第155条ノ2)と株主総会における議決権の規定(第161条第2項)とに整理されるとともに、記名株式の株主について、「会社ノ株主ニ対スル通知又ハ催告ハ株主名簿ニ記載シタル株主ノ住所又ハ其者カ会社ニ通知シタル住所ニ宛ツルヲ以テ足ル」(第172条ノ2第1項)とした。

記名株式の裏書譲渡が認められ、株式種別による譲渡方法の違いが明確になったのは、昭和13(1938)年商法改正においてである(第205条)²⁶⁾。ただし、同条の規定では定款で裏書譲渡を禁じることは認められており、また、定款による譲渡制限も依然として認められていた(第204条)。昭和25(1950)年商法改正において、第204条の譲渡制限が撤廃され、第205条についても定款による制限・禁止の文言がなくなるとともに、譲渡証書による譲渡の規定が追加された²⁷⁾。

25) 明治23(1890)年商法には無記名株式に関する規定は存在せず、招集は総会の少なくとも14日前に定款で定めた方法に従って行うべきことを規定している(第199条)。

26) これに伴い、記名株式の裏書による譲渡と裏書によらない譲渡との区別が生じることになった。裏書による譲渡は売買当事者のみならず第三者に対しても対抗しうるので、この場合の会社に対する対抗要件として第206条第1項は取得者の氏名及び住所を株主名簿に記載することを、同条第2項は裏書によらない譲渡の場合、従来どおり株主名簿への取得者の氏名及び住所の記載と株券への氏名の記載を会社及び第三者への対抗要件として定めている。

27) 譲渡証書による譲渡は、「株券及之ニ株主トシテ表示セラレタル者ノ署名アル譲渡ヲ証スル書面ノ交付ニ依リテ」行われる譲渡である。上述の白紙委任状付記名株式の譲渡は、譲渡・売買のたびの捺印すら必要としないという利便性から裏書による譲渡が認められた後も利用され続けていたため、この方法を若干修正して譲渡証書による譲渡方法として認められたのである。この点について詳細は、石井照久『商法 再改訂版』勁草書房、1956年3月、252頁以下を参照。

だが実際には、譲渡証書による譲渡は期待されていたほど利用されず²⁸⁾、また裏書譲渡には譲渡人の署名または記名捺印²⁹⁾が必要であったが、この形式はあまり守られず、記名の無い捺印のみでの譲渡が広く行われていた。大量に売買される株券のすべてに署名または記名捺印するのは困難であり、取引を円滑に行うためにこうした商慣習が普及したのである。いずれ株主名簿の書換を請求する際に譲受人が記名を補充するのが前提であるが、捺印のみそのまま名義書換の請求を行うケースも多く、問題になっていた³⁰⁾。最高裁は、そうした場合に請求者は譲渡人の記名の補充を会社に依頼したと解する余地があり、会社が依頼に応じて自己の責任において記名を補充し株主名簿の書換をすることは妨げないけれども、これは会社が任意に行うだけのことであって会社の義務ではなく、したがって捺印のみの裏書による譲受人から株主名簿書換請求を受けた会社が、請求者に株式所持人たる形式的資格が欠けていることを理由に、適法の所持人であることを否認して、書換請求を拒みうるとの判断を下した³¹⁾。また、別の判決では商法205条第1項に定める方法によらない記名株式の譲渡は無効であるとされた³²⁾。

とはいえ、記名は署名と違って誰がしても差し支えなく、また、捺印される印も、必ずしも裏書人の真正な印ないし会社に届け出た印と同じものである必要はないと解されていたから³³⁾、株式の裏書譲渡の形式に拘ることあまり実質的な意味はなかった。そこで、昭和41（1966）年商法改正において、第205条が第1項「株式ヲ譲渡スニハ株券ヲ交付スルコトヲ要

28) 石井照久・鴻 常夫『新版 概説商法』勁草書房、1975年6月、130頁。

29) 「商法中署名スヘキ場合ニ於テハ記名捺印ヲ以テ署名ニ代フルコトヲ得」（「商法中署名スヘキ場合ニ関スル法律（明治33年法律第17号）」）

30) この点について詳細は、大隅健一郎「記名株式の譲渡と株券の裏書——株券の譲渡廃止論に関連して——」『法学論叢』第67巻第3号、1960年5月を参照。

31) 最判昭和38年10月1日 民集第17巻9号1091頁。

32) 最判昭和57年2月9日 集民第135号193頁。

33) 石井・鴻、前掲書、130-131頁。

ス」, 第 2 項「株券ノ占有者ハ之ヲ適法ノ所持人ト推定ス」と改められ, 株券の裏書または譲渡証書による譲渡の規定が廃止されることになった。これにより, 記名株式の譲渡は無記名株式と同じく株券の交付のみで足りることになり, 譲渡方法に関する両種別の相違はなくなったのである。さらに, 譲渡方法の変更に関連して, 株券の盗難・紛失の場合における善意取得者の出現による株主権喪失の危険に対する方策として, 同改正では記名株式について株券不所持制度(第226条ノ2)が創設された³⁴⁾。また, 譲渡制限も復活した。

昭和56(1981)年商法改正では, 新規設立会社の券面額の引き上げ³⁵⁾, 単位株制度³⁶⁾ およびこれらに関連した端株制度の導入がなされた。端株とは, 「株式ノ発行, 併合又ハ分割ニ因リ記名株式ニ付一株ノ百分ノ一ノ整数倍ニ当ル端数ヲ生ジタル」株式であり, 会社は端株原簿に①端株主の氏名および住所, ②各端株主が保有する端株の額面・無額面の別, 種類および1株に対する割合, ③各端株の取得の年月日, を記載しなければならないが, 端株主はこの記載を辞退することもできる(第230条ノ2)。株主名簿の場合と同じく, 基準日に端株原簿に記載されている登録端株主が端株主としての権利を行使すべき者と看做されるのであるが(第230条ノ7), 端株主には株主総会における議決権などの共益権は認められず, その権利は自益権の範囲に制限される³⁷⁾。また, 株主権を譲渡するためには株券が

34) 会社が定款で株券不所持制度の不採用を定めている場合を除き, 株主が記名株式について株券の所持を欲しない旨を会社に申し出ることができる制度である。この場合, 既に発行された株券は会社に提出しなければならない。そして会社は遅滞なく株券を発行しない旨を株主名簿に記載するかまたは株券を銀行もしくは信託会社に寄託し, 記載または寄託した旨を株主に通知しなければならない。ただし, 株主はいつでも株券の発行または返還を請求することができる。既述のように, 株式の譲渡のためには, 株券の交付が必要だからである。

35) 第166条第2項。無額面株式については, 第168条ノ3。

36) 「商法等の一部を改正する法律(昭和56年法律第74号)」附則第15~17条。

37) 端株主が有する権利は, ①株式の消却, 併合もしくは分割, 会社の合併などによる株式の発行に伴う金銭または株式を受ける権利, ②残余財産の分配を受ける

必要であり、端株原簿に記載された端株主は端株券の発行を会社に対して請求することができる。端株券は無記名式であり、株主の氏名および住所は端株原簿から削除され、株式番号が記載されることになる（第230条ノ3）。端株原簿に記載された登録端株主は上述の権利を、端株券の株主が権利を行使するためには、無記名株式と同様に端株券を会社に供託する必要がある（第230条ノ7第3項）。なお、単位未満株式³⁸⁾は端株と異なり、単位株制度のもとで生じる、1単位に満たない1株の整数倍の株式である。ただし、その権利は端株と同様に自益権に限られる³⁹⁾。

そして平成2（1990）年商法改正においては、無記名株式が発行できなくなり、すべて記名株式となった⁴⁰⁾。もっとも日本では従来からほとんど

権利（第230条ノ4）であり、さらに会社が定款をもって、利益配当、中間配当、新株引受権、転換社債引受権、新株引受権付社債引受権を与える旨を定めることができるが、この場合の対象者を端株原簿に記載されている端株主でありかつ株主名簿に記載されている株主に限定することができる（第230条ノ5）。

38) 「商法等の一部を改正する法律（昭和56年法律第74号）」附則第18条。

39) 附則第18条第1項は、法律および定款によって端株に認められる権利に加え、「無記名式株式を記名式とすることを請求する権利」（第5号）、「株券の再発行を請求する権利」（第6号）を認めている。ただし、第5号および第6号に規定された請求による場合を除いて、単位未満株式について新株を発行することはできず（同条第2項）、単位未満株式の譲渡を受けても取得者が株主名簿に記載がある株主である場合を除いて、取得者の氏名および住所を株主名簿に記載できない（同条第3項）とされた。これにより単位未満株式の譲渡は著しく制限されるため、附則第19条は、株主は会社に対して自己の有する単位未満株式の買取を請求できると規定した。

40) 上述の端株券を除く。ただし、同改正において、会社は定款をもって端株券を発行しない旨を定めるとされた（第230条ノ8ノ2第1項）。この場合、端株主は株主権を譲渡することが出来なくなるため、同条第2項は、端株主は会社に対して自己の有する端株の買取請求ができると規定した。平成13（2001）年商法改正では単元株制度の採用に関連して、端株制度を採用するか否かを定款で定めることができることになった（第220条ノ2第2項。なお同法第221条第4項は、単元株制度を採用した会社は端株券制度を採用しない旨を定款で定めたものと看做すとした）。端株制度を採用しない場合、会社は生じた端株を売却するか買い受けてその代金を端株主に交付する必要がある（第220条）。採用する場合で

が記名株式であり、無記名株式は戦前を含めて若干の発行例があるに過ぎなかった。なお、現行商法で株主の氏名が株券の法定記載事項となったのは、この商法改正においてである（第225条）。

その後、平成13（2001）年商法改正による単元株制度の導入（第221条）⁴¹⁾と額面株式の廃止があり、平成16（2004）年商法改正において、株券不発行制度が創設され⁴²⁾、同時に新しい株式振替制度の導入が決定した。

も、端株券発行に関する規定が無くなって端株券が発行できなくなり、また端株主の名義書換に関する規定も無いことから、端株の譲渡はできなくなったため、端株券を発行しないという定款の規定の有無に関係なく、端株主は会社に対して自己の有する端株の買取請求ができると改められた（第220条ノ6第1項）。さらに平成14（2002）年商法改正において、会社が定款で定めた場合は、端株主が自己の有する端株と併せて一株となる分の端株を売り渡すよう会社に請求し得る旨を定款で定めることができるとされた（第220条ノ7）。なお、株式等振替制度では端株原簿を管理できないため、同制度に加入する会社は、あらかじめ端株を解消しておく必要があった。

- 41) 単元株制度を採用した場合、一単元の株式に一個の議決権が認められる（第241条第1項但書）が、単元未満株式についてはその権利が自益権および議決権にかかわらない共益権に制限される。また会社は単位未満株式については株券を発行しない旨を定款で定めることができる（第221条第5項。ただし、会社が株主のために必要と認めるときは定款の定めにかかわらず株券を発行することができる）。この場合には株主権の譲渡ができないため、株主は単元未満株式の買取を会社に請求することができる（第221条第6項。端株に関する第220条ノ6の規定の準用）とされた。また、平成14（2002）年商法改正において、端株の場合と同様に、会社は定款をもって、単位未満株式を有する株主がその単位未満株式の数と併せて一単元となるべき数の株式を売り渡すよう会社に請求することができる旨を定めることができる（第221条ノ2第1項）と定められた。
- 42) 「会社ハ定款ヲ以テ株券ヲ発行セザル旨ヲ定ムルコトヲ得」（第227条第1項）。当該制度を採用した会社（株券廃止会社）の全ての株式が対象となる点、株主が株券の発行を請求することができない点で、前述の株券不所持制度とは異なる。また、譲渡制限付き株式については、株主から請求がないときは株券を発行しなくてもよいとされた（第226条第1項但書）。譲渡制限会社においては株式の譲渡・移転がほとんど無いことから株券を必要とするケースがあまり無いため、株券を発行していない会社が非常に多かったが、この改正によって違法状態が解消されることになった。

そして翌年の会社法では、株券は原則として不発行となった（第214条）。株券廃止会社の株式については株券が存在しないのであるから、譲渡自体は当事者の意思表示によって成立するが、株主名簿の書換⁴³⁾が会社のみならず第三者への対抗要件となる⁴⁴⁾。

また、株式等決済合理化法⁴⁵⁾により、証券保管振替制度から株式等振替制度へ移行することになった。新しい株式振替制度で対象となる株式は、株券廃止会社⁴⁶⁾の株式（譲渡制限株式を除く）で振替機関が取り扱うものであり、この振替株式の権利の帰属は振替機関（証券保管振替機構）または口座管理機関（証券会社など）⁴⁷⁾に開設する振替口座簿⁴⁸⁾の記載または

43) この際にも株券が存在しないことから、譲受人単独では株主権を有することを証明できないため、原則として名簿上の株主と株式の取得者が共同して書換を申請することになる（第206条ノ2第2項第1号。会社法では第133条第2項）。その他の場合については同条同項第2号第3号（会社法では会社法施行規則第22条第1項各号）を参照。

44) 「株券ヲ発行セザル旨ノ定款ノ定アル場合ニ於テハ株式ノ移転ハ前条第一項ノ名義書換（すなわち株主名簿の名義書換）ヲ為スニ非ザレバ之ヲ以テ第三者ニ対抗スルコトヲ得ズ」（商法第206条ノ2第1項）。会社法では第130条第1項。

45) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第88号）」。「同法により、「社債等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）」（社債等振替法）が「株式、社債等の振替に関する法律」（振替法）へ改められ、従来の「株券等の保管及び振替に関する法律（昭和59年法律第30号）」（保振法）は廃止されることとなった。

46) 保振法のもとで保管振替機関を利用していた会社は株式等振替制度に移行するが、そのうち株券を発行しない旨の定款の定めを設けていない会社については、株券発行会社のままであっても、振替法の施行日を効力発生日とする株券不発行の定款変更の決議を行ったものとみなされる（株式等決済合理化法附則第6条第1項）。

47) 振替機関に口座を開設した加入者のうち、振替法第44条に掲げられた金融機関などで、他者のために、振替を行うための口座を開設したもの。口座振替機関に同様の口座を開設した口座振替機関（間接口座振替機関）も含む。加入者にとって自己口座が開設されている振替機関や口座管理機関を「直近上位機関」、振替機関や口座管理機関にとって口座を開設した相手の口座管理機関を「直近下位機関」という（同法第2条）。

48) 振替口座簿は各加入者の口座ごとに区分されなければならない（振替法第129条）

記録によって定まり（振替法第128条第1項）、この記録は電子データでなされる。振替機関が取り扱う株式は上場株式であり⁴⁹⁾、取り扱いを開始するにはあらかじめ発行者から同意を得ていなければならないが⁵⁰⁾、逆に振替機関の取り扱い対象でなければ上場できないので⁵¹⁾、上場企業はこの同意を与えて株式等振替制度に加入せざるをえなかった。こうして、2009年1月5日に上場株券は廃止され、株券電子化がスタートした。

振替株式の譲渡は、譲渡人による自己の口座を開設している口座管理機関に対する振替の申請によって、振替機関を通じて譲受人の口座への振り替えが行われ（振替法第132条）、譲受人がその口座の保有欄に株式の増加の記載を受けることによって効力を生じる（第140条）。また、加入者はその口座における記載または記録がなされた振替株式についての権利を適法に有するものと推定される（第143条）。これは、株券発行会社の株式について株券の占有者が株主権を適法に有するものを推定される（会社法第131条第1項）とする株券の第三者対抗要件に対応する。

他方、会社に対する対抗要件は、株主名簿への記載または記録である（会社法第130条第1項、振替法第161条第3項）。しかし、株主名簿の名義書換は、株主の請求によって行われるのでも、請求のたびに行われるのでもない。かつての証券保管振替制度のもとでは、発行者が振替機関での取り扱いに同意している株券⁵²⁾であっても、預託には投資家の承諾が必要で

4) 条、証券保管振替機構「株式等の振替に関する業務規程」第37条)。口座振替機関の口座は、自己が権利を有する自己口座と顧客が権利を有する顧客口座とに分かれる。

49) 証券保管振替機構「株式等の振替に関する業務規程」第6条。

50) 「その同意を与えるには発起人全員の同意又は取締役会の決議によらなければならない」（振替法第128条第2項）。業務規定第7条第1項。

51) 各金融商品取引所の有価証券上場規程および株券上場審査基準。

52) 「保管振替機関は、あらかじめ発行者から当該保管振替機関において取り扱うことについて同意を得た株券等でなければ、取り扱うことができない。」（振替法第6条の2）（発行者の同意）。

あり⁵³⁾、株券を預託しない株主は従来どおり自身の望む時期に株主名簿の書換を個別に請求することができた。他方、振替機関に預託された株券⁵⁴⁾については、参加者は顧客のための口座を開設し、顧客口座簿を作成しなければならない⁵⁵⁾が、名義は振替機関となる⁵⁶⁾。ここで実際の株主と名義上の株主が異なることになるため、振替機関は一定の日（会社が定めた基準日など）に発行者である会社に対して実質株主を通知する⁵⁷⁾。そして、これに基づき、会社は実質株主名簿を作成しなければならない⁵⁸⁾。預託株

-
- 53) 証券会社などの「参加者は、自己の有する株券のほか、顧客から預託を受けた株券を保管振替機関に預託することができる。ただし、顧客から預託を受けた株券を預託するには、その承諾を得なければならない。」(同法第14条)。
- 54) 「参加者又は顧客は、いつでも、その口座の株式の数に応じた株券の交付を請求することができる。この場合においては、顧客は、参加者に対して請求しなければならない。」(同法第28条第1項)。ただし、単元未満株式に係る株券を発行しない旨の定款の定めのある場合は、この規定は適用されない(同法第28条第2項)。
- 55) 「顧客から預託を受けた株券を保管振替機関に預託する参加者は、保管振替機関ごとに、その顧客のために口座を開設し、顧客口座簿を作成し、これを備えなければならない。」(同法第15条)そして保管振替機関は参加者口座簿を作成しなければならない(同法第17条)。
- 56) 「保管振替機関は、預託株券の保管に際し、預託株券である旨を明らかにして、自己を株主とする名義書換の請求をすることができる。この場合においては、預託後相当の時期にその請求をしなければならない。」(振替法第29条第1項)。ただし、振替機関が株主として権利を行使できるのは「株主名簿の記載又は記録及び株券に関してのみ」であり(同条第3項)、同条の規定に関連して株券不所持の申出等について一部制限があるものの、ほとんどの株主権の行使は実質株主によってなされる。
- 57) 「保管振替機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、会社に対し、当該各号に定める実質株主につき、氏名及び住所並びに前条第一項の規定により有するものとみなされる株式の種類及び数(以下「通知事項」という。)又は通知事項の変更(株式の発行によるものを除く。)を速やかに通知しなければならない。」(同法第31条第1項)。
- 58) 「会社は、保管振替機関ごとに、実質株主名簿を作成し、これを本店に備え置かなければならない。」(同法第32条)。

券の株式に関しては、実質株主名簿の記載または記録は、株主名簿の記載または記録と同一の効力を有する（第33条第1項）が、同一会社の同一株主であっても、預託している株券も預託していない株券も（また預託した株券の交付を求めた場合も）あるので、会社は株主の権利行使に関して、株主名簿の株式の数と実質株主名簿の株式の数とを合算しなければならない（同条第2項）。

これに対して、新しい株式等振替制度では、振替機関での取り扱いに同意した発行者のすべての株主が対象であり⁵⁹⁾、振替機関は一定の日（基準日など）に、この一定の日振替口座簿に記録された株主の氏名（または名称）・住所、当該株主が保有する振替株式の銘柄およびその数量などの通知事項を、発行者である会社に対して通知しなければならない（振替法第151条第1項）。この総株主通知⁶⁰⁾に基づいて、会社は株主名簿にこれらの事項を記載または記録しなければならないが、これにより会社法第130条

- 59) 当該企業の株主にとって、証券保管振替機構に預託した株券は特別な手続きなしに新制度に移行する。預託しない株券は株券電子化実施によって無効となるが、株主権は株主名簿に基づき発行者が株主名簿管理人（信託銀行など）に開設した特別口座において保全される。ただし、特別口座は株主権の一時的な管理のための口座であるので、この口座を使って本人または当該振替株式の発行者の口座以外の口座への振替申請をすることはできず（第133条）、株式を譲渡するには、特別口座と同名義の自己の振替口座を口座管理機関に開設して、これに振り替えておかなければならない。また、単元未満株式については、機構に預託したものは単元株式と同様に新制度に移行する。これには、株券が発行された単元未満株式を預託した場合と、預託した単元株式について株式分割などで単元未満株式が発生した場合とがある。他方、預託されない単元未満株券および株券が発行されない単元未満株式（登録単元未満株式）については、特別口座に記録され管理される。その譲渡の手続きについては単元株式と同じであるが、発行者に対する単元未満株式の買取請求（特別口座から発行者の口座への振替）や売渡請求（発行者の口座から特別口座への振替）については、特別口座から可能である。
- 60) 通知に必要な情報を振替機関が集めるために、口座管理機関は、その直近上位機関から、自己または下位機関の加入者の口座に記載または記録された振替株式について必要な事項の報告を求められたときは、速やかに、当該事項を報告しなければならない（同条第6項）とされている。

第1項の規定する株主名簿への記載または記録がなされたものとみなされる（第152条第1項）。株主が株主名簿の書換を請求することは認められておらず、名義書換（それに基づく権利確定）は、総株主通知が行われる一定の日に限定されるため、その後に株式を取得した投資家はこの時点まで権利を行使できないことになってしまう⁶¹⁾。そこで、少数株主権の行使については、会社法の特例が設けられた（第154条）。株主提案権や株主名簿閲覧閲覧権などを行使しようとする少数株主は、自己の口座を開設している口座管理機関に個別株主通知の申出を行い、これに基づいて振替機関が当該株主の氏名（または名称）・住所、保有振替株式の銘柄およびその数量などの事項を発行者に通知する。この個別株主通知より4週間以内に、少数株主は株主名簿の記載または記録に関わりなく少数株主権を行使することができる⁶²⁾。

株券発行会社については株式の譲渡と権利行使は基本的に従来どおりであるが、会社法では株主の氏名は株券の法定記載事項ではなくなった（第216条）。したがって、現在の日本の株式は券面に株式の氏名が記載されていないという形式的な面からみれば無記名株式である。しかしながら、権利行使の前提（対抗要件）として株主名簿への記載または記録が必須であるという点では記名株式の性質を有しているといえるであろう。

3. 小 括

無記名株式はその権利の移転が株券の交付のみですむため譲渡が容易であるが、それゆえに紛失・盗難などによる株主権喪失のリスクがあり、また、権利（特に株主総会における議決権）行使のためには株主総会に關す

61) 株主総会における議決権については、会社は基準日後に株式を取得した者の全部又は一部を当該権利を行使することができる者と定めることができる。ただし、当該株式の基準日株主の権利を害することができない（会社法第124条第4項）。

62) 振替法第154条第1項による会社法第130条第1項の適用除外。

る情報収集や株券の供託⁶³⁾など、株主が能動的に行動する必要がある。これに対して記名株式は株主名簿で管理されているので株主権喪失の恐れはないが、譲渡に関しては株券の単なる交付以外の手続きが必要であり、円滑な取引を行うための障害となる。上述の日本における株式制度改革の概観から分かるのは、記名株式が普及している状況において、株式の譲渡・流通については無記名株式的な容易性・簡便性を追求しようとする市場参加者の要求を容認し徐々に実現していきながら、権利行使に関しては記名株式的な確実性・安定性を確保してきたことである。こうして、両株式種別のそれぞれが持つメリットを享受しようとしてきたのである。

そもそも日本の立法者の株式種別に対する姿勢は、記名株式を基本と位置付けており、無記名株式は定款に定めのある場合に限り発行できるものであり（商法第227条⁶⁴⁾、さらに「株主ハ何時ニテモ其ノ無記名式ノ株券ヲ記名式ト為スコトヲ請求スルコトヲ得」（同条第2項）としていた。ドイツ商法典においては、株式は無記名式でも記名式でもありえるし（第179条第2項⁶⁵⁾、「株主の要請により、記名株式を無記名株式に転換する、あるいはその逆を行うことを、定款において定めることができる」（第183条第2項）のであるが、「株式が無記名式であるか記名式であるかについて定款で定めていない場合、記名株式にしなければならない」（同条第1項）としており、日本の規定とは多少の相違はあるものの、無記名株式に対する抑制的な姿勢はドイツにおいても基本的に同様であった⁶⁶⁾。それにもかかわらず日本では株式のほとんどが記名株式であり、ドイツでは無記名株

63) 権利行使のために株主名簿の名義書換を請求することなく、株券の供託のみで済むという点では、記名株式よりも簡便であるともいえる。

64) 昭和23（1948）年商法改正までは、これに加えて「株金全額ノ拂込アリタル株式ニ付」と条件が付されていた。

65) 同条第3項では、発行価格（額面価格以上でなければならない）が払い込まれる前に発行される株式は無記名式であってはならないとしている。

66) ドイツ商法典までの株式種別をめぐる制度改革については、前掲拙稿117～120頁を参照されたい。

式が主流となったのである。

ドイツの投資家が日本とは逆に無記名株式を選択した場合、この株式種別の持つ流動性の高さや匿名性といったメリットを享受しつつも、同時にそのデメリットが何らかの形でカバーされる事を望むであろう。そのためには、株主権の保全および行使の確実性を担保する仕組みが必要となる。そして、この役割を担ったのが、銀行の寄託業務であると考えられる。

Ⅲ. 寄 託 業 務

ドイツ民法では、「寄託契約 (Verwahrungsvertrag) ニ因リテ、受寄者ハ寄託者ヨリ引渡ヲ受ケタル動産ヲ保管スル (aufbewahren) 義務ヲ負フ」(第688条)とされている⁶⁷⁾が、銀行の寄託業務 (Depotgeschäft)⁶⁸⁾には、有価証券の保管 (Verwahrung) のみならず、その管理 (Verwaltung) も含まれる。

まず、対象物の取り扱い方法によって、封緘寄託 (Verschlossenes - oder Geschlossenes Depot) と開封 (披封) 寄託 (Offenes Depot) とに大きく分かれる。封緘寄託では、紛失・盗難・火災等の事故から守るために安全な保管を望む顧客が持ち込んだ貴重品 (貴金属や重要書類等) を封筒等に入れ、封印したものに顧客の氏名・住所を記載して、銀行が金庫に保管する。保管対象物は保護預り物 (Verwahrstück)⁶⁹⁾ と呼ばれる。この寄

67) 日本の民法では、「寄託は、当事者の一方が相手方のために保管をすることを約してある物を受け取ることによって、その効力を生ずる。」(第657条)と定められている。

68) 信用制度法 (Gesetz über das Kreditwesen) 第1条第5号は、「他人のための有価証券の保管および管理」を寄託業務としている。

69) 後藤紀一・Matthias Voth 著『ドイツ金融法辞典』信山社、1993年、331頁。なお、日本における「保護預り」は、証券会社等が顧客から寄託を受ける場合に、日本証券業協会「有価証券の寄託の受入れ等に関する規則」第3条により保護預り約款に基づいて顧客と締結する保護預り契約によって行われる (銀行の場合は、銀行法第10条第2項第10号の付随業務もので、寄託と同様に封緘預りと開封 (披封) 預りとがあり、前者のみを指すものではない。

託においては寄託物の所有権は寄託者に保持されており、返還は寄託された品そのもので行わなければならないため、銀行は自行および第三者の財産と区別して保管しなければならない、個別（特定）寄託（Sonderdepot）ともいわれる。狭義の寄託業務の対象は有価証券である。有価証券については、寄託物件ごとに紙ばさみや封筒等に入れたり帯封（Streifband）を施したりして区分され、返還すべき寄託者（顧客）と対象物を正確に特定するため、その封筒や帯封の上に顧客の氏名・住所のほか証券番号等などの外面的に識別可能な表示（Bezeichnung）も記載される必要がある⁷⁰⁾。このような方法から、帯封寄託（Streifbanddepot）とも呼ばれる。また、寄託証券は帯封等とは別にリスト（有価証券明細簿）に記録されなければならない。この方式では譲渡のたびに寄託物の返還を請求する（また新たに購入した証券を寄託する）必要があるため頻繁に取引が行われる証券には適さず、非上場証券が主な対象となる。類似の機能を果たすものとして貸金庫（賃渡保護函）があるが、これは基本的に銀行の金庫内の保護函を顧客に使用させるだけで、受寄者である銀行に対象物を安全かつ忠実に保管するための労務を提供する義務はないため、寄託ではなく使用賃貸借となる。

顧客が安全な保管のみならず有価証券の管理を求める場合、開封（披封）寄託が利用される。貴金属等は対象とならない。管理の内容は多岐に渡るが、まず債券利子や配当金の取立（Zins- und Dividendeneinzug）がある。銀行が利札（Zinsschein）や利益配当証を証券から切り離して発行者から債券利子・配当金を受け取り、その金額を顧客の口座に貸記する。これら全ての権利が行使された後に新たなクーポンを受け取る必要がある場合には、利札・利益配当証全紙（Bogen）の最後に付いている更改証書（Talon）または利札・利益配当証引換券（Erneuerungsschein）を使って、利札・利益配当証全紙の更新（Bogenerneuerung）が発行者に対して請求され

70) Georg Opitz, Depotrecht (M. Palyi und P. Quittner., hrsg., *Handwörterbuch des Bankwesens*, Berlin, Verlag von Julius Springer, 1933), S.142.

る⁷¹⁾。さらに、債券に関しては満期・期限前・分割・抽選の各償還のチェックとその対応、株式に関しては、記名株式について未払込金がある場合にはその払い込み⁷²⁾、新株引受権 (Bezugsrecht) の行使、増資・減資や会社の合併・買収に伴う株式交換などへの対応、そしてこれらの前提となる株主総会について、招集に関する株主への通知、さらには寄託者の委託あるいは委任を受けての議決権行使⁷³⁾、などがある。

封緘されている管理業務を果たすことができないため、銀行は顧客との取り決めに基づき、寄託有価証券を開封のまま、かつ第三者の同種の寄託証券と一緒に混合して保管する。それゆえ、混蔵寄託 (Sammeldepot) または混合寄託 (Vermengungsdepot) とも呼ばれる。寄託者たちはこの混蔵寄託残高を共同所有しており、自己が寄託した証券の額面価格または数量に応じて持分を有している。この場合、寄託証券に関するリスト (有価証券明細簿) はより重要な意味を持つ。返還は寄託した証券そのものではなく、同種・同質・同量のものでよいとされ、この場合は消費貸借の規定が適用される⁷⁴⁾。

71) 発行者は費用上の理由から、利札・利益配当証全紙のみならず、証券本体 (Mantel) を含めた証券全体を更新することもある。

72) 未払込金がある場合には、無記名株式は発行できない (ドイツ商法典第179条第3項)。

73) 銀行による議決権行使に関しては、監査役・取締役の派遣とともに、「大銀行の産業支配」論において、多くの研究が積み重ねられてきた分野である。ここでこの問題について論ずる余裕はないが、株主総会が形骸化していた実態を示すものとして、Passow が1900年代前半の大銀行の株主総会についての例を示しており、それによると、株式資本に対する出席者の持株比率は、ドイツ銀行で20%程度、ドレスデン銀行で10~20%、ダルムシュタット銀行で10%以下であった。Richard Passow, *Die Wirtschaftliche Bedeutung Und Organisation Der Aktiengesellschaft*, Verlag von Gustav Fischer in Jena, 1907. S.207-208.

74) ドイツ民法典第700条。

IV. 結 び

無記名株式の普及とともにドイツでは銀行の寄託業務が発展していったと考えられるのであるが、記名株式であれば、寄託業務の必要性がないわけではない。株式種別を問わず、株式が大量かつ頻繁に取引される状況において現物の引渡しを行うのは、煩雑かつ多大の労力を要するものであり、株主がこれを自ら行うのは困難である。また、記名株式については、株主権を行使するためには株主名簿の名義書換を会社に請求する必要がある。さらに、株券の紛失・盗難・火災などの事故に遭った場合、無記名株式の所有者は株主権の喪失という重大な問題に直面し、記名株式の所有者については株主名簿に記載されていれば直ちに同様の事態に陥るわけではないが、善意取得者により名義書換が行われる可能性がある⁷⁵⁾。株主権を保持し株券の再発行を会社に請求するためには、株式種別を問わず公示催告手続 (Aufgebotsverfahren) により除権判決を得ることが必要となり⁷⁶⁾、株主にとってかなりの負担となる。それゆえ、記名株式についても株券の保管・管理に対するニーズは生じるのであるが、無記名株式については株券喪失

75) 既述のように、昭和41 (1966) 年商法改正によって、記名株式の譲渡方法が無記名株式と同様に株券の交付のみで足り、株券の占有者が適法な所持人と推定されることとなると、記名株式の所有者の株券紛失等による株主権喪失の危険性はさらに高まることになる。

76) ドイツ商法典第228条。日本の商法にはこの規定は存在せず、民法施行法第57条に基づき、無記名株式についてのみ公示催告手続きが認められていた。記名株式の紛失に伴う再発行については、会社の定款に定める方法によって行われていたが、旧株券を無効とする効果が得られるものではなかった。昭和13 (1938) 年商法改正において記名株式の裏書譲渡が認められる (記名株式の法的性質が指図証券とされる) に伴い、第230条で記名株式を含む株券の公示催告手続きおよび除権判決に基づく株券の無効と再発行の規定が定められた。この点については、松本丞治『株式会社法改正の要点』巖松堂、1940年、91頁以下、石井・三戸岡、前掲書280頁以下を参照。さらに、この手続きを簡素化し株主権の保護を強化するため、平成14 (2002) 年商法改正において、株券喪失登録制度 (株券失効制度) が創設された (第230条~230条ノ9。会社法では第221~233条)。

の危険性がより高いために安全な保管が必要であり、また、株主総会招集等に関する情報の収集や議決権行使のための株券の供託について、株主に能動的な行為が求められる点からも、寄託業務の必要性は特に高いといえるであろう。

とはいえ、現実の寄託業務においてはむしろ顧客の財産権を侵害するような取引慣行が横行していたことが1890年恐慌において発覚し、大きな問題となった。他方では、混蔵寄託の広汎な普及を基盤として有価証券振替取引が発達したと考えられる。寄託業務の動向を含め、これらの諸点については稿を改めて考察することとしたい。

参 考 文 献

- Jeidels, Otto, *Das Verhältnis der deutschen Großbanken zur Industrie*, Leipzig 1905.
(長坂 聡訳『ドイツ大銀行の産業支配』勁草書房, 1984年11月)。
- Möser, Georg, *Die Generalversammlung der Aktiengesellschaft*, Industrieverlag Spaeth & Linde, 1925.
- Obst, Georg, *Das Bankgeschäft*, 7 Aufl., Bd. I, Bd. II, Stuttgart, 1923.
- Opitz, Georg, Depotrecht (M. Palyi und P. Quittner., hrsg., *Handwörterbuch des Bankwesens*, Berlin, Verlag von Julius Springer, 1933)。
- Passow, Richard, *Die Wirtschaftliche Bedeutung Und Organisation Der Aktiengesellschaft*, Verlag von Gustav Fischer in Jena, 1907.
- Passow, Richard, *Die Aktiengesellschaft*, 2 Aufl. Verlag von Gustav Fischer in Jena, 1922.
- 秋坂朝則『商法改正の変遷とその要点』一橋出版, 2005年1月。
- 池島宏幸「経済の変動と商法改正」『早稲田社会科学研究』第14号, 1975年2月。
- 石井照久・三戸岡道夫『株式』青林書院, 1954年5月。
- 石井照久『商法 再改訂版』勁草書房, 1956年3月。
- 石井照久・鴻 常夫『新版 概説商法』勁草書房, 1975年6月。
- 伊藤靖史・大杉謙一・田中 亘・松井秀征『会社法 第三版』有斐閣, 2015年4月。
- 大隅健一郎・八木 弘・大森忠夫『獨逸商法Ⅲ』, 有斐閣, 1956年3月。
- 大隅健一郎「記名株式の譲渡と株券の裏書——株券の譲渡廃止論に関連して——」
『法学論叢』第67巻第3号, 1960年5月。
- 片山義勝『株式会社法論』巖松堂, 1923年5月。
- 河村鐵也『株主総会の研究』有斐閣, 1936年6月。

神埼克郎「米国における実質株主の保護」『神戸法学雑誌』第23巻3・4号, 1974年3月。

後藤紀一・Matthias Voth 著『ドイツ金融法辞典』信山社, 1993年3月。

島田志帆「振替株式の権利行使方法と今後の課題」『立命館法学』2011年4号(338号), 2011年12月。

商事法務研究会編『新版 株券ハンドブック』商事法務研究会, 1983年9月。

鈴木竹雄『新版 会社法』全訂第二版, 弘文堂, 1982年4月。

寺尾元彦編『頭注挿入新旧比照 商法改正法』巖松堂書店, 1938年6月。

中村光弘『株式譲渡制限制度の研究』法律文化社, 2010年2月。

服部榮三『株式会社法全訳 I』日本評論社, 1994年3月。

松本丞治『註釋 株式會社法』有斐閣, 1948年2月。

松本丞治『株式会社法改正の要点』巖松堂, 1940年5月。

山口十蔵「株式不発行制度への展望と考察」『帝京法学』第25巻第1号, 2007年3月。

吉井 溥「アメリカにおける記名株式——その流通と静的安全の保護——」『英米法の論理と課題』日本評論社, 1972年11月。